

関東甲地連青年女性協議会 夏期交流集会

日時 7月11日(日) 10:00~16:30
場所 東京・自治労関東甲会議室
内容 オンラインによる集会

自治労茨城

水戸市桜川 2-3-30 自治労茨城県本部
Eメールアドレス kenhonbu@j-ibaraki.jp
編集発行人 = 千歳益彦
毎月 5 の日発行
定価 = 1部5円(組合費に含む)
印刷所 = コトブキ印刷株式会社



自治体や公共関連職場に新規に採用されました皆さん、入職おめでとうございます。自治労茨城県本部を代表して心よりお祝い申し上げます。私たち自治労(全日本

この一年余り、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、医療・福祉・清掃・窓口をはじめとするすべての自治体・公共サービス職場において、業務負担増の中

を継続して提供していく業務を担っており、そのためには私たち働く者の職場環境を整備し、安心して働き続けられる職場が確保されなければなりません。

今年3月11日は、東日本大震災から丸10年を迎えました。近年も、全国で豪雨などの自然災害が頻発しています。この

また、組合員が組合員のためにつくってきた自

業があり、自治労団体生命共済やマイカー共済、火災共済、将来を見据えた長期共済など、割安で充実した内容で提供し、組合員とその家族の暮らしを支えています。

一人では解決できないことも、皆さん一人ひとりが加わっていただき、さらに大きな力で、安心して働き続けられる労働条件の確保、職場環境の改善をめざしていきたいと思っています。

尚、法律相談は、依頼者(相談者)が丹下・小沼法律事務所に直接電話し、相談日程等を決めて下さい。法律相談は、個別事案ごとに、初回の法律相談を無料とし、2回目以降は所定の報酬および経費を依頼者(相談者)が支払うこととなります。

無料法律相談、随時OK

自治労茨城県本部では、無料法律相談を随時行っています。労働・生活に関わる悩み事などお気軽にご相談ください。自治労茨城県本部顧問弁護士が相談に応じます。

相談先 自治労茨城県本部顧問弁護士 丹下 昌子
水戸市南町3丁目4番57号
水戸セントラルビル3階
丹下・小沼法律事務所
電話 029-224-5150 Fax 029-226-2191

みんなでつくろう身近な仲間・連帯

自治労茨城県本部 執行委員長 千歳益彦

自治団体労働組合は、全国の地方自治体や公共サービスの関連職場で働く約77万人の仲間が集う労働組合です。茨城県内では、51の組合で構成され1万2千人の仲間が結集しています。

私たちの仕事は、住民に質の高い公共サービスを継続して提供していく業務を担っており、そのためには私たち働く者の職場環境を整備し、安心して働き続けられる職場が確保されなければなりません。

この間の地方公務員数は、1995年以降約54万人減り、全国の保健所数は1992年に比して380か所ほど削減されました。その結果は、業務量の増加と臨時・非常勤等職員の増加をもたらしています。

皆さんが仕事を始めて感じた不安や知りたいこと、困ったことなどを、ぜひ組合に相談してみてください。解決にむけたサポートができると思います。

また、組合員が組合員のためにつくってきた自

業があり、自治労団体生命共済やマイカー共済、火災共済、将来を見据えた長期共済など、割安で充実した内容で提供し、組合員とその家族の暮らしを支えています。

一人では解決できないことも、皆さん一人ひとりが加わっていただき、さらに大きな力で、安心して働き続けられる労働条件の確保、職場環境の改善をめざしていきたいと思っています。



ユニオンセミナーで講演する櫻村副委員長

自治労運動の基礎学ぶ 第1回ユニオンセミナーを開催

県本部は3月20日、今年度第1回ユニオンセミナーを開き、11単組39人が参加しました。今回は初めて水戸にある自治労会館をメイン会場にしながら牛久にある県南会館をWebによるサテライト会場として開催しました。

セミナーは、単組の新任役員をはじめ、青年

部、女性部、各評議会役員を対象に基礎的講座として実施しました。また、新型コロナウイルス感染症対策もあり、午後から4講座を連続で講演するタイトな日程となりました。

はじめに千歳委員長があいさつし、自治労の組織強化や次世代役員の育成をめざしていく「ユニオンセミナー」の重要性を強調しました。引き続き千歳委員長が第1講座の「自治労運動について」を講演。第2講座は「自治労共済について」

花岡全労済自治労共済事務局長が講演しました。

第3講座では「給与制度の仕組みについて」をテーマに生井澤書記長が講演し、第4講座は「私たちの権利について」と題し、櫻村副委員長が講演しました。

参加者からは、「分散会ができるようになるのが待ち遠しい」、「自治

春闘回答引き出す 公務員連絡会が政府・人事院と交渉

自治労などが参加する公務員連絡会は3月25日、委員長クラス交渉委員が河野国家公務員制度担当大臣、一宮人事院総裁と2021春季要求に関する交渉を行い、春の段階における最終的な回答を引き出しました。

この日の交渉では、国家公務員制度担当大臣から、①働き方改革については、超過勤務手当の確実な支払いの取り組みを進めているところ、長時間労働の是正を着実に前

に進める②2021年度賃金については、公務員連絡会の意見を聞く③非常勤職員の処遇改善については、期末・勤勉手当の支給水準について、人事院が明確な考え方を示すこ

とが重要などの回答を示しました。また、人事院総裁からは、①賃金等については、情勢適応の原則に基づき、必要な勧告を行う②長時間労働の是正については、制度の適切な運

用が図られるよう、各府省に対して必要な指導を行う③非常勤職員の処遇改善については、常勤職員の給与との権衡をより確保しようという取り組み、休暇については、民間の状況等を見ながら適切に対応する④ハラスメント防止対策は、苦情相談を含めた公平審査制度において、人事院の役割を果たしていくなどの回答がありました。

これに対して公務員連絡会は、「回答は、春季における課題認識を共有するとともに公務員連絡会の意見を聞く姿勢を確認したものの、組合員の切実な要求に対して明確には応えていない。しかし、人事院勧告による給与・勤務条件決定制度のもとでの春の段階における交渉の到達点と受け止めるため、今後、人事院勧告期に向け闘争態勢を堅持・強化していく」との声明を发出しました。

東海第二原発運転差し止め判決に対する原水禁声明

3月18日、首都東京に一番近い原発である日本原子力発電（原電）の東海第二原子力発電所（茨城県東海村）について、水戸地方裁判所（前田英子裁判長）は再稼働を認めない判決を言い渡しました。

判決では、原発事故が起きた際に、住民を避難させるための避難計画や防災体制が、十分整えられていないことを理由に、運転の差し止めを認める初めての司法判断を示しました。判決は、原発を動かす以上、住民の生命を確実に守る必要があるという重要な課題を突きつけています。それは当然、他の原発においても避難や防災の実効性の再検討を求めるものです。

東海第二原発では、原発から半径30km圏内に94万人が暮らし、原発で重大な事故が起きた際に、確実かつ安全に避難させることができるかが問題となっていました。

判決では「30km圏内の住民が避難できる避難計画と体制が整っていないければ、重大事故に対して安全を確保できる防護レベルが達成されているとはいえない」とし、「避難計画の策定は、14市町村のうち避難が必要な住民が比較的少ない5つの自治体にとどまっています、人口の多い水戸市などは策定できていない。5つの自治体の避難計画も複合災害の課題をかかえている」と指摘しました。そのうえで、現在策定された避難計画も不十分として「実現可能な避難計画や実行できる体制が整えられていると言うには程遠い状態で、防災体制は極めて不十分だと言わざるを得ない」と、東海第二原発の再稼働を認めませんでした。「避難・防災」体制の不備が住民に具体的危険がおよぶとして、差し止めの判断を下したことは画期的であり、他の原発訴訟に大きな影響を与えるものです。

一方で、原告が主張した「地震」や「津波」「火山噴火」などについて、「規制委員会の審査に見過ごせない誤りや欠落があるとまでは認められない」としたことには、絶対に承服できません。同日、広島高等裁判所では、伊方原発訴訟に対する四国電力の異議審において、巨大噴火や活断層の存在の可能性を退けた判決が下されました。自然災害のリスクを矮小化し、住民の安全を顧みない姿勢は、福島原発事故を経験した日本社会に、決して受け入れられるものではありません。

これまで原発は、多重防護を前提に過酷事故など絶対に起こらないとしてきました。それが「安全神話」につながり、2011年3月11日の東日本大震災・福島第一原発事故を起こしたと考えます。多重防護が自然災害によって打ち壊された際の最後の砦が、第5層の防災体制であり、そこには実行性ある避難計画の策定が求められます。

日本では防災計画の策定は、自治体に求められていますが、狭隘な国土に人口が密集する日本においては、実効性のある避難計画の策定は、現実的に不可能と言わざるを得ません。そのことを無視し、原発の再稼働を強行することは、今回の裁判でも指摘されるように、住民の「人格権」を侵害するものでしかありません。

原水禁は、原電に対して、避難計画が現実的に不可能なことを認め、再稼働を追及せず、すみやかに東海第二原発の廃炉に踏み切ることを求めます。

2021年3月19日
原水爆禁止日本国民会議
議長 川野 浩一



東海第二差し止め裁判勝訴を掲げる弁護団



裁判後の原告団集会

集会では、弁護団長の河合弘之弁護士が、「訴訟を起こすにあたり、みんなを集めて訴訟団を作ったことが勝利の原因。すばらしい判決である。多重防護の施設は独立していなければならぬが、避難できなければ危険であり、そうした避難計画は不十分だというわかりやすい理由で勝訴したのはよい意味で予想外で、歴史的な判決だと思ふ。人口密集地帯で事故を起こしたらどうするかという主張が裁判所に届いたと思う」と述べ

ました。また、海渡雄一弁護士は、「原子力災害重点地域PAZ（3キロ以内）、UPZ（30キロ以内）の94万人の住民が実現可能な避難計画、実行態勢が整えられているには程遠い状態であり、この区域内に居住する原告には人格権侵害の具体的な危険がある」と判断した画期的判決と指摘しました。この判決に対して、被告・原電は、控訴しています。再稼働反対に向け引き続き取り組みの強化が重要です。

お詫びと訂正
機関紙「自治労茨城」の前号でクロスワードクイズ当選者の名前に誤りがありましたので訂正しお詫びいたします。
◎ 小坪奉行（県職連合）
◎ 小坪泰行（県職連合）

また、避難計画や防災体制が不十分としている点で、今後、自治体にも十分な避難計画や防災体制の強化についてこれまで以上に実効性を求めてくると言えます。さらに、原電と安全協定を結んでいる6自治体だけでなく、30キロ圏内や県内すべての自治体に対し再稼働反対の動きを作り出し、各種選挙で原発反対の首長、議会を作ることを求められています。なお、原水禁として今回の判決を受け声明を発しました。

避難計画は「不十分」と審判

東海第二原発の運転差し止めを認める

東海村にある日本原電の東海第二原発の運転差し止めを求めた裁判で、水戸地方裁判所は3月18日、再稼働を差し止めるという画期的な判決を言い渡しました。判決後、原告団は報告集会と記者会見を行いました。

入院がない5日以上のけがの通院も保障!
団体生命共済なら入院を伴わない場合でも、通院5日以上で1日目から支払いの対象となります!

「こくみん共済coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

けがには気をつけてね! 30日分限度だよ。

危険い〜!

ガキッ!

こくみん共済

こくみん共済(全労済) 全国労働者共済生活協同組合連合会
推進本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合

不明な点があれば、まずは組合にお問い合わせください。